

**太枠内を必ず記入してください。**  
 ●組合員が加入する場合…②・④・⑤・⑥・裏面⑦を記入  
 (家族が同時加入する場合は③も記入)  
 ●家族が加入する場合…①・③・④・⑤・⑥・裏面⑦を記入

専務理事	事務長		係

## 国民健康保険被保険者加入申請書

① 被保険者証記号		番号	
加入者氏名	資格区分	組合員との続柄	性別 生年月日 個人番号 (マイナンバー)
② 組合員 フリガナ	税理士 勤務税理士 職員	本人	男 女 S H R . . .
フリガナ	家族		男 女 S H R . . .
③ 家族 フリガナ	家族		男 女 S H R . . .
フリガナ	家族		男 女 S H R . . .
フリガナ	家族		男 女 S H R . . .
④ 加入年月日	令和 <input style="width: 40px;" type="text"/> 年 <input style="width: 40px;" type="text"/> 月 <input style="width: 40px;" type="text"/> 日 出生 <small>※出生による加入は○を付けてください。</small>		
⑤ 申請人記入欄	上記のとおり必要書類を添えて申請します。 ・同一世帯の健康保険については、裏面⑦のとおりです。 ・下記、事業主及び事業主である社員税理士に本申請事務を委任します。(個人番号含む) 令和 年 月 日 自宅住所 〒 電話番号 ( ) 個人番号 (マイナンバー) 申請人(組合員) 氏名 <input style="width: 150px;" type="text"/>		
⑥ 事業主記入欄	関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様 ・裏面の誓約事項について誓約します。(税理士=事業主及び事業主となる社員税理士加入時のみ適用) ・上記、申請人(組合員)を令和 <input style="width: 40px;" type="text"/> 年 <input style="width: 40px;" type="text"/> 月 <input style="width: 40px;" type="text"/> 日より勤務・雇用していることを証明します。 (勤務税理士・職員加入時のみ適用) ・上記、申請人(組合員)の本申請事務を受任します。(個人番号含む) 事務所所在地 〒 事務所名 電話番号 ( ) 税理士(事業主) 氏名		

受付印	国保証明日	適用除外入力日	本人確認	入力	交付簿	保険証	高齢受給者証
○							

## ⑦ 世帯加入状況報告書

住民票に記載されている組合員本人を含む全員の健康保険加入状況を記入してください。

※同一世帯で市町村国保加入者がいる場合は、国民健康保険法第19条に基づき、その家族も包括して加入する必要があります。

※新規加入者の方は、当国保組合加入直前の健康保険を記入してください。

氏名・性別	生年月日	現在加入の健康保険(○を付けてください)					職業	勤務先名称
男 女	T.S H.R . . .	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ( )		
男 女	T.S H.R . . .	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ( )		
男 女	T.S H.R . . .	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ( )		
男 女	T.S H.R . . .	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ( )		
男 女	T.S H.R . . .	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ( )		
男 女	T.S H.R . . .	市町村 国保	後期 高齢	税理士 国保	社 保	その他 ( )		

## 誓 約 事 項

関東信越税理士国民健康保険組合加入につき、次のとおり誓約します。

- 1、 関東信越税理士国民健康保険組規約（以下、規約という）第20条に基づき保険料を賦課期日の翌月1日までに納付します。
- 2、 規約第8条の2の規定に該当した場合、速やかに届出します。
- 3、 上記1の納付がなく、組合から保険料督促状が届いた場合、規約第22条に基づき督促状1通につき300円を組合に支払います。
- 4、 督促状に記載された納付期限を過ぎて保険料を納付した場合、規約第23条により計算された延滞金を組合に支払います。
- 5、 保険料滞納が理由もなく6箇月を経過した場合等、規約第11条に基づき除名されても異議申立てしません。
- 6、 被保険者の喪失に伴い、規約第10条に基づき被保険者証を14日以内に返却します。

以 上

## ～申請の際の注意事項と添付書類について～

### ■注意事項

#### 共通

- ・ 個人番号（マイナンバー）は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要となります。
- ・ 新規加入者、又は現在加入されている方以外の個人番号（マイナンバー）については、手続き後適正な方法で削除します。
- ・ 異動の際は14日以内に届け出てください。
- ・ 加入者は組合員世帯ごとに申請書を提出してください。
- ・ 健康保険、又は共済組合を脱退し当国保組合に加入する場合は健康保険又は共済組合の資格喪失年月日を確認してください。

#### 組合員

- ・ 被保険者証記号番号の記入は不要です。
- ・ 所属税理士＝勤務税理士となります。（税理士法人の場合、代表社員以外の社員税理士についても「勤務税理士」となります。）
- ・ 税理士事務所、又は税理士法人から給与等が発生している方が「職員」となり得ます。

#### 家族

- ・ 新規加入するには組合員と住民票上、同一世帯に属している必要があります。
- ・ 組合員の被保険者証記号番号を記入してください。

### ■添付書類について

- ・ 住民票の謄本（世帯全員記載の発行から3ヶ月以内のもの）
- ・ 本人確認書類（以下参照）

#### ●事業主が加入する場合（身元確認書類と番号確認書類が必要）

(1)		(2)
・ 個人番号カード両面の写し1通 （番号確認と身元確認の両方が可能）	又は	①番号確認 ・ 通知カードの写し1通
		②身元確認書類 ・ 運転免許証の写し ・ パスポートの写し ・ 戸籍謄本の写し+年金手帳の写し 上記3点のうちいずれか1通

#### ●事業主以外の組合員、及びその家族が加入する場合（番号確認書類が必要）

(1)		(2)
・ 個人番号カード裏面の写し1通	又は	・ 通知カードの写し1通

※法人事業所の代表社員・無限責任社員・従業員については、健康保険法第3条1項第8号に基づき、加えて健康保険被保険者適用除外承認申請書の提出が必要となります。